

2026年3月期の目標と実績 ～廃棄物の適正処理～

マテリアリティ	廃棄物の適正処理
ガバナンス	サステナビリティ委員会にて対策の実施状況の監視とリスク管理 取締役会にて監督
戦略	【適正処理の確認】 〈リスク〉産業廃棄物の処理には排出事業者責任の原則があり、排出事業者は自社が排出した産業廃棄物が処理を委託した事業者により適正処理されているかを確認する法的義務を負っております。当社の顧客由来の産業廃棄物が最終処分に至るまでに不適正処理された場合、顧客が廃棄物処理法違反で罰せられるリスク、措置命令履行による経済的損失リスクがあります。当社においても処理取引先により、当社が扱う産業廃棄物が不適正処理された場合、当社が、廃棄物処理法の許可停止等になるリスク、措置命令履行による経済的損失リスク、信用低下に伴う顧客流出リスクがあります。 〈機会〉当社は「環境保全と循環型社会に貢献する企業であること」という経営方針を掲げ、従前より以下のような取組を推進してまいりました。 ・東京都で初の廃棄物再生事業者登録 ・国及び東京都の優良産廃処理業者の認定取得 ・小冊子の作成配布、セミナー開催等による顧客への廃棄物処理法の啓発 ・家庭由来の不燃ごみの資源化事業 ・マニフェスト（産業廃棄物管理票）管理の徹底、電子マニフェストの推進 ・ISO14001の維持継続 それらの取組により顧客からの信頼を獲得し、顧客を増加させてきたため、今後も引き続きこの取組を強化、推進することが顧客を維持し、新規顧客を獲得する機会となります。 〈対策〉当社が扱う全ての産業廃棄物処理フローの徹底した管理 ・安全安心な廃棄物処理を顧客に提供するための処理フロー図の最新版管理 ・当社が扱う全ての産業廃棄物の処理取引先の定期的な確認の実施 ・産業廃棄物の新規処理先選定プロセスの確立 ・取引先と協力しての廃プラスチック類の処理方法の改善
リスク管理	定期的なサステナビリティ委員会において四半期毎のPDCAを継続。取締役会及び総合経営幹部会あて報告
指標	当社が扱う全ての産業廃棄物の処理取引先の定期的な確認の実施
目標	100%
2026.3期の実績	100%達成 定期的な確認の年間計画表を策定し、視察後報告書を上げ共有資源売却先についても年間計画に対して100%実施